

# 刑 事 法

・解答上の注意

1. 問題文は3枚、解答用紙は2枚（各問について1枚）、下書き用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. 第1問、第2問とも解答してください。第1問と第2問の配点比率は、1：1です。
4. 解答用紙は、第1問用と、第2問用とが異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 問題の内容についての質問には、応じません。
7. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題文と下書き用紙は、持ち帰ってください。

## 第1問

次の事例におけるXの罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

Xは、恋人として付き合い合っていたAに別れ話をもちかけた。すると、Aは、興奮して「あなたと別れることはできない。この世で結ばれないなら一緒に死んでほしい。」などと言い出した。Xは、あわてて、その場は何とかなだめてやりすごしたが、Aをますます疎ましく感じ、何としてもAとの関係を断ちたいと思うようになった。

Xは、Aがあのようなことを言い出すのだから、自分もすぐ後から死ぬともちかければ、Aが自ら死んでくれるのではないかと考え、偽装心中を計画した。Xは、この計画を実行することにし、インターネットで調べて、人体に有毒で体内に入れば死ぬ危険があり、即効性もあるという情報のあった農薬を用意した。

某日、Xは、農薬を携えてAのアパートの部屋に赴き、実際には自分は追死するつもりはないのに、Aに対し「あなたの気持ちはわかった。自分もあの後よく考えて、あなたと一緒に死ぬなら本望だと思ふようになった。このとおり、薬も用意してきた。覚悟が変わっていないのなら、今、思い切って死のう。自分もすぐに後を追う。」と嘘を申し向けて、農薬入りのびんを手渡した。Aは、思い詰めていたこともあり、Xの思い切った行動に心を動かされてその言葉を信じ、手渡されたびんから農薬を飲み込んだ。まもなく、Aは農薬による中毒症状をきたして苦しみだし、意識も朦朧となった。

Xはこれを見て、自分のしたことの重大さに改めて気づいて後悔し、Aを助けたいと思った。しかし、自己の行為が発覚するのは避けたかったので、Xは、Aの背中をたたいたりAの口の中に指を入れたりして、飲み込んだ農薬を吐かせようと試みたが、うまくいかず、Aの状態は悪化するばかりに見えた。そこで、Xは、傍らにあったA所有の携帯電話から119番通報して救急車を呼び、その到着をアパートの出入口で待ち、救急隊員をAの部屋まで案内すると、すきを見てその場から逃走した。

Aは、救急車で病院に運ばれて胃洗浄などの措置を受け、死亡することはなかった。その後の調べで、Aの飲んだ農薬は、致死量が30ccであり、それ以上の量を摂取すれば誰でもほぼ確実に死亡するが、Aが実際に飲んだ量は10ccであり、Aの体格や健康状態などからみて、この量では、通常、死には至らないことが判明した。

## 第2問

小問1～3に解答しなさい。小問1、2、3の配点比率は5：3：7である。

(1) 検察官は次のような事実を主張している。

Xは、酒類窃盗団のリーダーYから、「Aの経営する店の倉庫から、1本数十万円する高級ワインを大量に盗んできたが、保管場所がなくて困っている。それなりの御礼はするから、当分のあいだ倉庫に預かっておいてほしい。」と依頼されたので、これを了承し、自分の経営する飲食店の倉庫にこれらのワイン100本ほどを保管していた。ある日、Xは、2～3本くらいなくなってもYには分かるまいと考え、預かったワインから2本を抜き取り、知り合いの酒商Bに売り払ってしまった。

(2) その後、Xは上記事件について逮捕され、勾留された。取調べにおいて、Xは、当初、「Yから保管場所がないから預かってくれと言われただけで、ワインが盗品だとは知らなかったし、ワインを売り払ってもいい。」と供述していた。しかし、勾留4日目の12月1日になり、Xは、司法警察員Kの取調べにおいて、Yからワインが盗品であることを聞かされており、ワインを売り払ったのも事実だと認めたため、Kは、そのような内容の自白調書を作成した。同日、午前、午後を通してKの取調べを受けた後、Xは、翌2日には検察官Pの取調べにおいて同じ内容の供述をした。Pは、このXの自白を調書に録取し、Xに調書の内容を確認したうえで、署名押印させた。Pは、同日、これに引き続き、自らの作成した自白調書をXに示したうえで、当初は否認していたのになぜこのように自白したのか、取調べの状況はどうであったのか、同日の取調べにおいてどのように供述したかなどを質問し、Xがこれらの質問に応答する場面を、DVDに録音・録画した。

(3) 起訴後、Xは、犯行を否認した。Xは、接見の際に弁護人Dに対し、「自分はワインが盗品だったとは知らず、ワインを売り払ってもいい。12月1日の取調べにおいてはたしかにこれらを認めたが、司法警察員Kは自分に対して、自分の家族の写真を見せながら、『いいかげんに白状したらどうだ。このまま認めないと、家族も共犯の疑いをかけられて、警察に引っ張られることになるぞ。そんな迷惑はかけない方がよいのではないか。』などと述べるとともに、『否認していても、他の証拠から間違いなく有罪となる。このまま否認していると、かなり長期の実刑は確実だ。Yから盗品を預かってくれと頼まれ、預かったワインを売り払ったと全部素直に白状すれば、間違いなく刑はずっと軽くなる。』と申し述べて、自白するよう執拗に迫ってきた。その結果、自分はKが言うように認めざるをえなかったのだ。翌日の検察官の取調べでは、このようなひどい目には遭っていない。」と述べた。

(4) Xの公判において、公判担当の検察官Qは、12月2日検察官Pの取調べにおいて作成された自白調書の取調べを請求し、さらに、立証趣旨を「自白の任意性」として、同日作成されたDVDの取調べをも請求した。このDVDには、PがXに対してゆっくりと静かに質問し、Xが落ち着いた態度で、表情をこわばらせることも、曇

らせることもなく応答する様子が記録されており、応答中、Xは、「これまで取調べにおいては、刑事さんから、素直に白状しろと暴力をふるわれたり、脅されたことはない。白状せざるをえないよう追い詰められるようなことも、とくに何もされていない。素直に認めれば刑が軽くなるなどとも言われてはいない。」と供述していた。弁護人Dは、DVDの証拠採用には同意できず、関連性も認められないとの意見を述べた。

小問1 (1)において検察官が主張する事実を前提として、Xの罪責を論じなさい。

小問2 (3)においてXが述べた事実を前提としたとき、弁護人Dは、12月2日検察官Pの取調べにおいて作成されたXの自白調書の証拠採否について、どのような意見を述べることができるか論じなさい。ただし、同日作成されたDVDの内容については考慮しないこととする。

小問3 (4)において、裁判所は、Xの自白の任意性を立証するための証拠として、このDVDを採用することができるか。DVDの内容からXの自白の任意性をどのように推認することができるかに留意しつつ論じなさい。